

細目告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(窓ガラス) 第39条 (略) 2 (略) 3 窓ガラスへの<u>装着、はり付け、塗装又は刻印</u>に関し、保安基準第29条第4項第6号の告示で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。 一～五 (略) 六 前各号に掲げるもののほか、<u>装着され、はり付けられ、又は塗装された状態</u>において、透明であり、かつ、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分における可視光線の透過率が70%以上であることが確保できるもの。 七 (略) 4 (略) 5 窓ガラスに<u>装着され、はり付けられ、又は塗装された状態</u>において、運転者が次の各号に掲げるものを確認できるものは、第3項第6号の「透明であり」とされるものとする。 一～三 (略)</p>	<p>(窓ガラス) 第39条 (略) 2 (略) 3 窓ガラスへの<u>はり付け、又は塗装等</u>に関し、保安基準第29条第4項第6号の告示で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。 一～五 (略) 六 前各号に掲げるもののほか、はり付けられ、又は塗装された状態において、透明であり、かつ、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分における可視光線の透過率が70%以上であることが確保できるもの。 七 (略) 4 (略) 5 窓ガラスにはり付けられ、又は塗装された状態において、運転者が次の各号に掲げるものを確認できるものは、第3項第6号の「透明であり」とされるものとする。 一～三 (略)</p>
<p>(窓ガラス) 第117条 (略) 2～3 (略) 4 窓ガラスへの<u>装着、はり付け、塗装又は刻印</u>に関し、保安基準第29条第4項第6号の告示で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。 一～五 (略) 六 前各号に掲げるもののほか、<u>装着され、はり付けられ、又は塗装された状態</u>において、透明であり、かつ、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分における可視光線の透過率が70%以上であることが確保できるもの。 七 (略) 5 (略) 6 窓ガラスに<u>装着され、はり付けられ、又は塗装された状態</u>において、運転者が次の各号に掲げるものを確認できるものは、第4項第6号の「透明であり」とされるものとする。 一～三 (略) 7～8 (略)</p>	<p>(窓ガラス) 第117条 (略) 2～3 (略) 4 窓ガラスへの<u>はり付け、又は塗装等</u>に関し、保安基準第29条第4項第6号の告示で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。 一～五 (略) 六 前各号に掲げるもののほか、はり付けられ、又は塗装された状態において、透明であり、かつ、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分における可視光線の透過率が70%以上であることが確保できるもの。 七 (略) 5 (略) 6 窓ガラスにはり付けられ、又は塗装された状態において、運転者が次の各号に掲げるものを確認できるものは、第4項第6号の「透明であり」とされるものとする。 一～三 (略) 7～8 (略)</p>
<p>(窓ガラス) 第195条 (略) 2～4 (略)</p>	<p>(窓ガラス) 第195条 (略) 2～4 (略)</p>

- 5 窓ガラスへの装着、はり付け、塗装又は刻印に関し、保安基準第29条第4項第6号の告示で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。
- 一～五 (略)
- 六 前各号に掲げるもののほか、装着され、はり付けられ、又は塗装された状態において、透明であり、かつ、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分における可視光線の透過率が70%以上であることが確保できるもの。
- 七 (略)
- 6 (略)
- 7 窓ガラスに装着され、はり付けられ、又は塗装された状態において、運転者が次の各号に掲げるものを確認できるものは、第5項第7号の「透明であり」とされるものとする。
- 一～三 (略)
- 8～9 (略)

- 5 窓ガラスへのはり付け、又は塗装等に関し、保安基準第29条第4項第6号の告示で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。
- 一～五 (略)
- 六 前各号に掲げるもののほか、はり付けられ、又は塗装された状態において、透明であり、かつ、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分における可視光線の透過率が70%以上であることが確保できるもの。
- 七 (略)
- 6 (略)
- 7 窓ガラスにはり付けられ、又は塗装された状態において、運転者が次の各号に掲げるものを確認できるものは、第5項第7号の「透明であり」とされるものとする。
- 一～三 (略)
- 8～9 (略)